

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、送迎時における幼児・児童等の安全確保に向けた指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む)及び放課後等デイサービス事業所の取組を強化することを目的として、事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「事業所」とは、事業者が設置する指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを含む)及び放課後等デイサービス事業所をいう。
- (2) 「送迎用バス」とは、送迎を目的に日常的に運行する自動車であって、2列シート以下の自動車又は常時2列目までしか使用しない自動車以外のものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする施設は、事業者が川崎市内に設置する事業所とする。

- 2 補助の対象とする事業は、こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱(令和5年2月28日障発0228第3号)3の①に掲げる事業とする。
- 3 補助の対象は、送迎用バスに係る国土交通省が策定したガイドラインに定める性能基準を満たした装置で、次に掲げる経費とする。
 - (1) 購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)
 - (2) リース料(ただし令和4年度末までのものとする)
 - (3) 導入費用(装置の導入に伴うバスのリースや委託費の追加費用)

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、前条第3項に係る経費から寄付金その他の収入の額を控除した額を限度とし、送迎用バス1台当たり175,000円を上限額とする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定める期日とする。

- 2 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いるものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地

方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 市長は、第2項、第3項の規定による交付の申請があった時は、申請書類を審査し、適正と認める場合には、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)をもって、交付を決定する。

(暴力団排除)

第6条 川崎市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 市長は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、規則及びこの要綱の定めるところに従い、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は市長)に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、一個又は一組の取得価格が50万以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- (10) 補助事業者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金に係る事業の変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合には、第3号様式により、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による変更の申請があった時は、申請書類を審査し、適正と認める場合には、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金に係る事業の変更承認決定通知書(第4号様式)をもって変更の承認を決定する。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第18条の規定による状況報告を市長が求めた場合は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告、補助金交付の時期)

第12条 規則第11条の規定による実績報告は、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金交付に係る事業実績報告書(第5号様式)に係る書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は市長が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

3 補助金を交付する時期は、第1項で定める報告書の提出を受け内容を審査をした結果、第5条第4項で定める交付決定通知書と補助金額に変更がないと確認したとき又は変更がある場合に川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)で補助金の確定額を通知した後とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
交付申請書

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金について、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象事業所
事業所番号 _____
事業所名 _____
サービス種別 _____

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 駐車している場所が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式

川崎市指令 第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市長 印

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金につきましては、次の条件を付けて交付します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、これを当該補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。
- (5) 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は市長）に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、一個又は一組の取得価格が30万以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、

担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (7) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (8) 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (9) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。
- (10) 補助事業者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
に係る事業の変更承認申請書

年 月 日 川崎市指令健障施第 号で交付決定がありました、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金に係る事業について、次のとおり、事業変更し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 施設、事業所名
- 2 事業の変更の内容
- 3 事業の変更理由
- 4 添付書類

第4号様式

第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長 印

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
に係る事業の変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました川崎市児童発達支援及び放課後等デイサー
ビス安心・安全対策支援事業補助金に係る事業の変更承認申請について、次のとおり決定
しましたので、通知します。

- 1 決定内容
- 2 変更事項
- 3 承認条件

第5号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
交付に係る事業実績報告書

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金に係る
事業実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 収支決算書及び領収書等、装置の型番及び費用の支払いが分かる書類
- (2) 装置の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第6号様式

第 号
年 月 日

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市長

印

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金に係る事業実績について、審査の結果、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

- 1 補助金交付済額 A _____ 円
- 2 補助金交付確定額 B _____ 円
- 3 精算額 (B-A) _____ 円

第7号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所
法人名
代表者職氏名

川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 川崎市指令健障施第 号で交付決定がありました、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービスの安心・安全対策支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、川崎市児童発達支援及び放課後等デイサービス安心・安全対策支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売り上げ割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。